

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○消防学校規則の一部を改正する規則	(消 防 課)	一
○自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(自然保護課)	一
○グリーン購入促進条例施行規則の一部を改正する規則	(循環型社会推進課)	一
○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	(新産業振興課)	六
○職業能力開発校規則等の一部を改正する規則	(産業人材対策課)	八
○財務規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	一〇
○証紙規則の一部を改正する規則	( 同 )	一一
○建設工事執行規則の一部を改正する規則	(契 約 課)	一一
訓 令 甲		
○出納事務決裁規程の一部を改正する訓令	(会 計 課)	一一
告 示		
○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示	(会 計 課)	一二
○平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正	(契 約 課)	一二

## 規 則

消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

消防学校規則の一部を改正する規則

ページ

消防学校規則(昭和四十六年宮城県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。  
様式第一号(その一)中「出」を削り、「」を「」に、「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第一号(その二)中「出」を削り、「」を「」に改める。

様式第一号の二及び様式第二号中「」を「」に改める。

様式第三号中「六」を「六」に改める。

## 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

自然環境保全条例施行規則(昭和五十年宮城県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号ハ(ト)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」

を「第六十六条」に改める。

第十三条第一号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」

を「第六十六条」に改め、同号へ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に

改め、同条第十号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

## 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

グリーン購入促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

グリーン購入促進条例施行規則の一部を改正する規則

グリーン購入促進条例施行規則(平成十八年宮城県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「別表に掲げる環境に関する法令」を「認定申請に係る環境物品等(以下「申請環境物品等」という。)に適用される環境に関する法令等」に、「これらの法令」を「これらの法令等」

に改め、同条第二号中「認定申請に係る環境物品等（以下「申請環境物品等」という。）」を「申請環境物品等」に改める。

別表を削る。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第一号（第2条関係）

宮城県グリーン製品認定証

認定製品の名称

製造事業者等の住所

製造事業者等の氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

この製品は、グリーン購入促進条例第14条第1項の規定により認定を受けた環境物品等であることを証する。

年 月 日

宮城県知事

認定番号	第	号
認定期間	年 月 日から	年 月 日まで
認定製品の用途		
製造（加工）事業所の名称及び所在地		
備考		

様式第2号 (第4条関係)

(第1面)

宮城県グリーン製品認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

〒

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者名)

電話番号

フAX番号

ホームページURL

担当者所属

職・氏名

電話番号

フAX番号

ホームページURL

グリーン購入促進条例第14条第3項の規定により、下記製品について宮城県グリーン製品として認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者区分

製造物責任法第2条第3項第1号 (製造業者)

製造物責任法第2条第3項第2号 (表示製造業者)

製造物責任法第2条第3項第3号 (実質的表示製造業者)

県内事業所

(名称) 〒 宮城県

(所在地) 〒 宮城県 (フAX番号)

申請製品

名称

概要

用途

環境配慮事項及びその科学的根拠

- 環境汚染物質等の使用・排出削減
  - 省資源・省エネルギー
  - 天然資源の再生可能な利用
  - 長期使用可能
  - 再使用可能
  - リサイクル可能
  - 循環資源の使用
  - 処理・処分容易
  - その他 ( )
- (具体的内容及び科学的根拠)

(第2面)

申請製品	産業財産権	有 ・ 無	販売適用法令	有 ・ 無	
	品質に関する規格	品質管理体制		品質に関する規格及び品質管理体制に関する情報の提供方法	販売時の形態・仕様
申請日の属する事業年度前3年の各事業年度の販売実績					
循環資源を使用している場合					
循環資源使用割合 (%) (全循環資源使用重量 / 製品重量)		%			
循環資源の種類	発生場所 (都道府県)	県内発生循環資源使用割合 (%) (県内発生循環資源使用重量 / 全循環資源使用重量)	県内発生循環資源年間使用重量 (t)		
		% ( / )			
		% ( / )			
		% ( / )			
		% ( / )			

(第3面)

製造 (加工) 事業所

【製造又は加工の工程】

(工程に係る簡潔な解説を付したフロー図で記載し、製造 (加工) 事業所の名称を併記すること。)

製造 (加工) 事業者	製造 (加工) 事業所名称	製造 (加工) 事業所所在地

(注) 記入内容が多い場合は、別紙として添付すること。

(第4面)

添付書類等

- 1 申請に係る環境物品等 (30cm<sup>3</sup>程度のサンプリング品)
- 2 申請に係る環境物品等のカタログ用写真データ
- 3 宮城県内事業所の地方税法に基づく法人設置届出書、又は法人県民税若しくは法人事業税の納税証明書の写し
- 4 申請者の環境に関する法律又は条例の不利益処分に関する自認書
- 5 申請者の産業財産権及び物品等の販売に適用される法令 (条例を含む。) に関する自認書
- 6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を要する場合は、許可証の写し
- 7 グリーン購入促進条例第19条各号に規定する遵守事項に関する誓約書
- 8 品質に関する規格及び品質管理体制の情報提供に関する同意書
- 9 申請に係る環境物品等の製造又は加工の委託先の確認事項に関する申請者の自認書
- 10 製造 (加工) を委託している場合は、製造 (加工) 受託事業者との製造 (加工) 委託契約書の写し
- 11 環境配慮基準に適合していることを証する書面の写し
- 12 性能基準に適合していることを証する書面の写し
- 13 申請に係る環境物品等が循環資源を使用して製造 (加工) された場合、循環資源の発生場所を証する書面
- 14 申請に係る環境物品等のカタログ類
- 15 製造 (加工) 事業所付近の見取図
- 16 製品の設計図書がある場合は、その写し
- 17 その他知事が必要と認める書類

様式第3号 (第7条関係)



宮城県グリーン製品

備考

- 1 着色 ※部分を「C100% + Y86%」の緑色とし、かつ、※以外の部分を「C100% + M85%」の青色とする配色又は※部分を「B70%」とし、かつ、※以外の部分を「B90%」とする配色とする。また、文字については、いずれの場合も「B100%」とする配色とする。
- 2 寸法比率 横一、縦一とする。

様式第4号 (第9条関係)

宮城県グリーン製品変更届出書

宮城県知事

殿

年 月 日

住所  
氏名

(法人にあっては、名称及び代表者名)

担当者所属

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

メールアドレス

宮城県グリーン製品について、下記のとおり変更が生じたので、グリーン購入促進条例施行規則第9条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

認定製品名称	
認定番号	
変更年月日	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	

様式第5号 (第9条関係)

宮城県グリーン製品廃止届出書

宮城県知事

殿

年 月 日

住所  
氏名

(法人にあっては、名称及び代表者名)

担当者所属

氏名

電話番号

フAX番号

メールアドレス

宮城県グリーン製品について、下記のとおり認定廃止事由が生じたので、グリーン購入促進条例施行規則第9条第2項の規定により認定証を添えて届け出ます。

記

認定製品名称	
認定番号	
認定廃止事由 発生年月日	
認定廃止事由	<input type="checkbox"/> 認定製品がグリーン購入促進条例第14条第1項の別に定める基準に適合しなくなった。 <input type="checkbox"/> 認定事業者がグリーン購入促進条例第14条第3項に規定する製造業者等でなくなった。 <input type="checkbox"/> 認定製品がグリーン購入促進条例第14条第3項各号に掲げる環境物品等でなくなった。 (具体的な内容)

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

電波暗室	一時間につき 三、八〇〇円
------	---------------

3 m 法電波暗室	一時間につき 三、八〇〇円
-----------	---------------

シールドルーム	一時間につき 三〇〇円
---------	-------------

シールドルーム	一時間につき 三〇〇円
車載EMC用シールドルーム	一時間につき 八〇〇円

に改め、別表第一第二号の表材料加工関連機器の項中

加工特性評価システム	一時間につき 三、五〇〇円
------------	---------------

加工特性評価システム	一時間につき 四、九〇〇円
------------	---------------

射出成型機	一時間につき	一、五〇〇円	を
射出成形機	一時間につき	三、二〇〇円	に、
マイクロスコープ	一時間につき	五五〇円	を
マイクロスコープ	一時間につき	一、〇〇〇円	に改め、同
表電子・情報関連機器の項中			
静電気放電イミューニテイ試験装置	一時間につき	三〇〇円	を
静電気放電イミューニテイ試験装置	一時間につき	八〇〇円	に、
電源周波数磁界イミューニテイ試験装置	一時間につき	五〇〇円	を
電源周波数磁界イミューニテイ試験装置	一時間につき	一、二〇〇円	に、「電波
暗室測定システム」を「3m法電波暗室測定システム」に、			
高周波スペクトル測定装置	一時間につき	五五〇円	
F T B 試験装置	一時間につき	七五〇円	
デジタルマルチメータ	一時間につき	五〇〇円	を
耐電圧試験機	一時間につき	五〇〇円	
F T B 試験装置	一時間につき	一、〇〇〇円	

デジタルマルチメータ	一時間につき	五〇〇円	に、
電気安全規格試験装置	一時間につき	八〇〇円	
過渡エミッション測定装置	一時間につき	一、三〇〇円	
インパルスノイズ試験装置	一時間につき	一、〇〇〇円	
ベクトルネットワークアナライザ	一時間につき	一、〇〇〇円	を
ベクトルネットワークアナライザ (I)	一時間につき	一、八〇〇円	に、
B C I 試験機	一時間につき	一、五〇〇円	を
B C I 試験システム	一時間につき	二、〇〇〇円	に、「車載
用伝導エミッション測定装置」を「車載機器用伝導エミッション測定装置」に、「車載用放射エミッショ			
ン測定装置」を「車載機器用放射エミッション測定装置」に、			
リアルタイムスペクトラムアナライザ	一時間につき	五〇〇円	を
リアルタイムスペクトラムアナライザ (I)	一時間につき	五〇〇円	に、「車載
電装品用試験電源」を「車載機器用試験電源」に、「リアルタイムスペクトラムアナライザ (R S A)」			
を「リアルタイムスペクトラムアナライザ (II)」に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器			
の項中			
テクスチャ評価装置	一時間につき	五〇〇円	を

「テクスチャー評価装置

一時間につき

五五〇円

」に改め、同

表分析・測定関連機器の項中「五五〇円」を「一、〇〇〇円」に、

「3Dひずみ計測システム

一時間につき

二、〇〇〇円

を

「3Dひずみ計測システム

一時間につき

二、〇〇〇円

B型粘度計

一時間につき

五〇〇円

「カールフイッシャー水分計（KF水分計）

一時間につき

二、六〇〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

職業能力開発校規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

職業能力開発校規則等の一部を改正する規則

（職業能力開発校規則の一部改正）

第一条 職業能力開発校規則（昭和四十九年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「。」を「。」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第10条関係)

※の欄は記入しないこと。

※区分

普通 (推薦・一般)、短期

※受験番号

入 学 願 書

写真貼付け欄  
正面上半身  
撮影3か月以内  
縦4cm×横3cm  
(写真の裏面に  
氏名を記入)

記入日 年 月 日

宮城県立 高等技術専門校長 殿

(第1希望校名を記入してください)

以下のとおり入学したいので、関係書類を添えて出願します。

第1希望科名	第2希望科名(※普通課程一般選考で第2希望がある場合記入)
科	( 白石 ・ 仙台 ・ 大崎 ・ 石巻 ・ 気仙沼 ) 校 科

ふりがな氏名	生 年 月 日
	年 月 日 ( ) 歳
ふりがな現住所	〒 - 電話 ( ) -
合否の連絡先(現住所と異なる場合)	〒 - 電話 ( ) -
最終学歴	学校名 卒業等年月日
	学科名 卒業 年 月 日 卒業見込
職歴の有無	有 ・ 無

未成年の場合の保護者記入欄

ふりがな氏名	本人との関係
ふりがな住所	〒 - 電話 ( ) -

宮城県収入証紙貼付け欄  
(普通課程の入学志願者のみ入学者選抜手数料2,200円の  
宮城県収入証紙を貼り付けてください。)

※公共職業安定所記入欄

取扱い公共職業安定所名	受付印 (No. )
幹 旋 区 分	

(注) 入学願書は、返却しません。



8 歳入徴収者等は、支出に係る委託事務が完了したときは、支出命令決議書により精算し、精算により過払金が生じたときは、返納決議書により返納を決定し、指定公金事務取扱者に返納済通知書及び返納票を添付した返納通知書を送付して、速やかに過払金を返納させなければならない。

9 歳入徴収者等は、私人に委託した公金事務を、当該事務の委託期間の満了後に継続して同一の私人に委託しようとするときは、第二項の規定にかかわらず、当該委託に係る契約書の写しその他会計管理者が必要と認める書類を添えて会計管理者に報告することをもつて、同項の協議に代えることができる。ただし、一の契約により複数年度にわたり当該事務を委託しようとする場合又は同項

第一号、第二号及び第七号から第十号までに掲げる事項に変更がある場合は、この限りでない。

10 歳入徴収者等は、指定公金事務取扱者に、委託内容を記載した証明書を交付しなければならない。第四十一条の二を削る。

第六十条を次のように改める。

**第六十条 削除**

第九十六条第二項を次のように改める。

2 会計管理者は、出納事務の検査、指定金融機関等の検査及び指定公金事務取扱者の検査を行う。

第二百八条中「第二百四十三条の二の二第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

第二百九条中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

第二百四十四条第二項中「第六十条第四項において準用する場合を含む。」を削る。

**附則**

**(施行期日)**

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、この規則の施行の日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者に当該従前の公金事務を行わせることができる。

証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

**○宮城県規則第七十三号**

**証紙規則の一部を改正する規則**

証紙規則（昭和三十九年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「出納局会計課長」を「出納局出納管理課長」に改める。  
様式第三号、様式第五号の三、様式第七号、様式第七号の二、様式第七号の五及び様式第八号中「」を「」に改める。

**附則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

**○宮城県規則第七十四号**

**建設工事執行規則の一部を改正する規則**

建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「十分の四・五」を「十分の四」に改める。

別記様式中「」を「」に改める。

**附則**

**(施行期日)**

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 この規則の施行前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

3 改正前の建設工事執行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の建設工事執行規則の規定による別記様式とみなす。

**訓 令 甲**

**○宮城県訓令第十一号**

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

**出納事務決裁規程の一部を改正する訓令**

出納事務決裁規程（昭和六十年出納長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「第四十一条第一項及び第六十条第一項」を「第四十一条第二項及び第六項」に

改める。

第八条を削る。

第七条（見出しを含む。）中「出納局会計課」を「出納局出納管理課」に改め、同条を第八条とする。

第六条（見出しを含む。）中「出納局会計課」を「出納局出納管理課」に改め、同条を第七条とする。

第五条（見出しを含む。）中「出納局会計課長」を「出納局出納管理課長」に改め、同条中第五号を削り、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（出納局出納総務課長の専決）

第五条 出納局出納総務課長は、財務規則第三十八条第四号の規定による承認を専決することができる。

第九条中「第七条」を「前条」に改める。

第十条を次のように改める。

（代決）

第十条 決裁責任者又は専決権限を有する者に事故があるときは、次の表の第一欄に掲げる区分に

じ、同表第二欄に掲げる第一順位者が代決し、第一順位者にも事故があるときは、同表第三欄に掲

げる第二順位者が代決し、第二順位者にも事故あるときは、同表第四欄に掲げる第三順位者が代決

することができる。

区 分	第一順位者	第二順位者	第三順位者
会計管理者	出 納 局 長	出 納 局 副 局 長	主 務 課 長（当該事務を担当する課長をいう。以下同じ。）
出 納 局 長	出 納 局 副 局 長	主 務 課 長	
出 納 局 副 局 長	主 務 課 長		
出納局出納総務課長及び出納局出納管理課長	総括課長補佐（当該事務を担当する総括課長補佐、他の総括課長補佐の順）		
出納局出納管理課長	出納局出納管理課の他の総括課長補佐	出納局出納管理課の当該事務を担当する班の班長を命ぜられた職にある者	

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「第十条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第十三条とする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第二百三十三号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「出納局会計課長」を「出納局出納管理課長」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百三十四号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号中「。」を「、」に改め、同様式の第三十七条第六項中「10分の5.5」を「10分の5」に改め、同様式の第三十八条第四項中「10分の6.5」を「10分の6」に改め、同条第五項中「10分の5.5」を「10分の5」に、「10分の7.5」を「10分の7」に改め、同様式の第四十条中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。  
様式第二号中「。」を「、」に改める。